資料一5

資源としての河川利用の高度化に関する検討 今年度の議論と来年度の方向性

小水力発電

〇小水力発電を活用した地域づくり、地域再生について(第1回検討会)

- ・発電事業は安定した収入を得られるので、地域の建設業者は、土木の 基礎知識を活かせばビジネスとして参入しやすいのではないか。
- ・小水力発電に民間が参入するにあたり、地域の課題を解決するなど地域の自立や活性化に結びつく事業は地域に受け入れられやすい。
- ・民間参入にあたり、公募方式、PFIの利用や、事業を数箇所で行うことができれば魅力的である。また、BOT方式など地元へのメリットも必要。
- ・小水力発電は、収益による地域への経済効果だけでなく、地域資源を 活かした事業により地域活性化につなげる起爆剤として効果的である。

河川敷地の利用

〇河川空間を活かした景観・まちづくりについて(第2回検討会)

- ・民間の設備投資を呼び込み、キャッシュフローが確保されるためには、 ある程度長期の占用許可が必要。
- ・エリアマネジメント法人が包括的な占用許可を受ける場合には、個々の事業者との利用協定が重要。
- ・あらたな河川整備の際には、擬岩の使用等により景観との調和を図ることで魅力的な水辺空間の再生につながる。
- 空間整備後の地元を含めた継続的な維持管理の仕組みが必要。

○ 小水力発電の融資事例、河川空間を含む再開発事業について(第3回検討会)

- ・小水力発電の事業性評価について
- ・「河川敷地の利用について」日本橋地域の取り組み

平成27年度の方向性

- ・地域資源を活かした小水力発電は、地域活性化につながる事業として効果的であるため、地域の実情に応じた多様な事業主体の形態やファイナンススキームについて、モデルケースの事例紹介などによる導入支援策を検討する必要がある。また、慣行水利権を使用した従属発電について、実施事例や水利使用の登録手続等の解説による導入支援策を検討する必要がある。
- ・河川空間を活かした景観・まちづくりへの利用は、魅力ある水辺空間の形成として効果的であるため、民間の活力やノウハウを活用した モデルケースの事例紹介などによる普及促進策を検討する必要がある。また、占用許可準則のオープン化制度の更なる普及促進に向けた 運用のあり方についても検討する必要がある。